平成２６年（フ）第４４９３号
東京都国立市東１丁目16番地52
債務者　株式会社国立楽器
代表者代表取締役　中谷　孝司
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　きほ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第３９号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末8313番地２
債務者　矢野　多恵
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　破産債権の届出期間　平成26年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年８月22日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第１３３号
奈良市押熊町691番地の１　県住平城団地１―305号
債務者　池堂　徹哉
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　達
4　破産債権の届出期間　平成26年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
秋田県北秋田市元町８番２号、住民票上の住所秋田県北秋田市材木町10番５号
債務者　成田　和男
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第４０号
岐阜市美島町３―16、住民票上の住所岐阜県可児市皐ケ丘７丁目148番地
債務者　水野　弘幸
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成26年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３０号
青森県五所川原市大字石岡字藤巻12番地４
債務者　其田ひろえ
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　恒久
4　破産債権の届出期間　平成26年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
青森県十和田市西一番町２番５号
債務者　中野　清悟
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沼田　徹
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
青森県弘前市大字中野５丁目10番地27　下田ハイツⅡ―102号
債務者　三浦　勇介
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　賢二
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１０４号
奈良県大和郡山市西野垣内町22番地１　公団１―402
債務者　本山　博幸
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧口　勇
4　破産債権の届出期間　平成26年７月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月８日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２１０号
北九州市八幡西区北鷹見町７番３号　103号
債務者　高崎美登利
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩岡　優子
4　破産債権の届出期間　平成26年６月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５５号
金沢市此花町８番15号
債務者　大海　勝榮
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　博繁
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１５６号
金沢市此花町８番15号
債務者　大海　幸子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　博繁
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１５８号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目30―１産業技術短期大学青雲寮、住民票上の住所岡山県岡山市東区瀬戸町肩脊1431番地
債務者　植田　泰壮
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　破産債権の届出期間　平成26年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年９月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６９３号
横浜市旭区都岡町46番地17　ソル・レヴェンテＡ202
債務者　鈴田　正恒
1　決定年月日時　平成26年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　破産債権の届出期間　平成26年６月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月16日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部